

まつしま病院 診療情報の提供に関する指針

趣旨

今日の医療においては、利用者が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と利用者が共同して疾病を克服する視点が重視されている。当院においてはかねてより利用者本人が自らの体調に向き合い、疾病に対しての考えを自ら決めていくことの重要性を医療の本質としている。自らの状況の理解を得るためには診療情報の提供は重要なことである。この指針はまつしま病院（以降 病院 という）が診療情報の提供を適切に行うための統一的な基準を定めるものである。

目的

この指針はインフォームド・コンセントの理念に基づき利用者の求めに応じて、原則として診療情報を提供することにより医療従事者と利用者が情報を共有し相互の信頼関係を深め質の高い開かれた医療を実現することを目的とするものである

提供する情報提供の範囲

診療録・手術記録・麻酔記録・看護記録・助産録・各種検査記録・検査成績表・処方箋
エックス線・その他診療の過程で利用者の身体状況、病状などにつき作成、記録された
書面、画像、診療を目的として病院が作成または取得した記録

診療情報の提供を申し出ることができる者（申請者）

- ① 利用者本人（診療情報の提供は原則として本人に行うもの）
- ② 利用者以外
 - イ. 成年被後見人の法定代理人
 - ロ. 未成年者の法定代理人
 - ハ. 実質的に利用者のケアを行っている親族またはそれに準ずる者
 - ニ. 未成年で死亡した利用者の親権者
 - ホ. 死亡した利用者の遺族（配偶者・子及び父母とする）

イ・ロに弁護士は含まない

ロ・ハの場合は利用者が15歳以上で合理的判断不能な場合を除き委任状を要する

診療情報提供の方法

手続きは以下の通り、ただし日常の診療活動における診療情報の説明において一部の診療情報を閲覧に供す場合などはこの手続きを省略できる

- ① 申請者は【個人情報開示請求書（様式1）】（以下申込書）を院長あてに提出
この申込書の受付と必要書類の確認は医事課にて行う
- ② 院長は申込書を受け付けた日の翌日より起算して14日以内に提供の可否につき決定
申請者に対し【カルテ等診療録情報提供取り扱い回答書（様式8）】により遅滞なく通知する。ただしやむを得ない理由により規定の期間内に決定することができない場合は、申請を受けた日の翌日から起算して30日を限度として延長できる。
この場合は速やかに延長の理由を申請者に通知するものとする
- ③ 院長は提供の可否にあたり各科担当医師及び個人情報保護対策委員会の意見を予め聞くものとする。但し開示することに問題ないと院長が判断した場合は委員会での審議を省略できる。この場合委員長・事務部管理者に報告する
- ④ 診療情報の提供は閲覧および口頭による説明または謄写によることを原則とする。
但し診療情報に代わる要約書を作成し交付するなどの提供も差し支えないものとする
- ⑤ 診療情報の提供は病院が指定する場所において担当職員立ち合いで行う
- ⑥ 申請者が病院の保有する診療情報の原本を病院外へ持ち出すことは禁止する
- ⑦ 個人情報の秘密保持の観点から、申請者に対し自己の責任において診療情報の管理を慎重に行うよう注意喚起する

診療情報の提供をしないことができる場合

提供の申請がされた情報が以下のいずれかに該当する場合、個人情報管理委員会での協議の上該当情報の提供を拒否するもしくは一部提供とすることができる
但し、例外的対応のため個別的に慎重な判断を行うこととする

- ① 利用者が合理的判断不能の状況にある
- ② 治療効果などへの悪影響が懸念される
- ③ 第三者から出た情報で第三者からの承諾が得られない
- ④ 関係者の権利利益を損なう恐れがある
- ⑤ 未成年者の法定代理人からの請求で、情報提供することが該当未成年者の利益に反するとされる

診療情報の提供に必要な費用の徴収

医師からの説明を希望する場合は自費による診察料を徴収する

診療録の複写などにおいては枚数換算での実費を徴収する（両面は不可）

徴収料金は現金のみの取り扱いとする

診療情報の提供に向けた環境整備

- ① 診療情報の提供が適切に行われるように個人情報保護対策委員会を設置する
- ② 委員会は、診療情報の提供の具体的方策及び実施要項などを定める
- ③ 委員会は個々の申請に関して申請者の適否・提供する診療情報の範囲につき審議し診療情報提供の可否（提供・一部提供・非提供など）につき公平かつ慎重に検討する
- ④ 診療情報提供の申し込みの記録、委員会の議事録のうち当該利用者に関する事項申請者への回答文書など「利用者からの請求に基づく診療情報の提供に関する記録」についても診療情報とみなし保管・管理する